

大学・研究機関における研究活動実施に際しての留意事項

1. 研究室・執務室等での活動（学生等の研究室活動を含む。）について

○一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）を徹底する。

- ・いわゆる3密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）の回避
- ・十分な対人距離（1m以上）の確保
- ・水と石けんによる手洗いの徹底
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（教職員、学生等及び入場者に対する周知）
- ・施設の換気（実験等の性質も考慮しつつ、換気設備を適切に運転する、2つの窓を同時に開けるなど）
- ・アクリル板・透明ビニールカーテン等※の設置

※飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること。

-火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。

-同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。

-不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

- ・施設（ドアノブ・エレベータボタン等）の消毒
- ・症状（発熱や風邪症状等）のある方等※の入場制限（毎日の検温、体調不良時の出勤回避、個人情報の取扱に十分注意しながら入場者等の名簿を適正に管理）

※症状のある方等の詳細は以下のとおり。

-咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある。

-新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある。

-過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴、及び当該在住者との濃厚接触がある。

○研究活動中の行動記録や健康記録の取得、接触確認アプリ（COCOA）や地域の通知サービスの積極的活用などを通じて、感染拡大防止に関する意識を啓発するとともに感染拡大の抑制に迅速に対応する。

○研究スタッフが他者との接触を極力避けられるエリアの設置など、可能な限り研究活動に専念できる環境を整備する。

- 共用ネットワーク環境を最大限活用する。（ネットワーク環境を保有していない人への開放等）
- 押印や署名に代えてオンラインでの手続きを活用するなど、在宅勤務者に配慮して柔軟に対応する。
- 外部業者等との接触を減らすため、納品や検収の方法を柔軟に運用する。
- 適切な感染拡大防止対策が取れない場合は、会議はオンラインで実施する。
- 適切な感染拡大防止対策が取れない場合は、在宅勤務（テレワーク）を推進し、研究スタッフが午前と午後で交替勤務を行う、あるいは曜日毎にローテーションで勤務を実施するなど、適切な工夫を行う。
- 外国人を含む海外在住研究者の雇用が予定されており、オンラインでの研究が可能な場合は、渡航制限解除まで雇用主の管理のもと現地での在宅勤務を可能とする措置を講じる。
- オンラインの活用に当たっては、情報セキュリティ対策にも留意する。

2. 実験施設・設備の利用について

- いわゆる3密を避けるための運転計画、施設利用スケジュールを構築する。（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）
- 研究設備や備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を必要に応じて消毒する。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくする。
- 安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、マスクの着用、フェイスシールドの着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。
- 単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は、利用開始・終了の声掛けや記録、事故時の連絡手段の再確認など、万が一の事故に備えた安全対策を講じる。
- 実験動物、遺伝子組換え生物（微生物、植物、動物）、病原性微生物や放射性物質を使用する研究の場合、機関管理のもと、関係法令等を踏まえ適切に実施する。
- 設備の遠隔利用や研究代行等の取組を積極的に実施するとともに、機関内外の遠隔利用サービス等を積極的に利用する。
- 講義のオンライン化等に伴い空いている教室や実験・実習室等がある場合には、それらを積極的に活用する。
- 適切な感染拡大防止対策が取れない場合は、実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。

3. 大学附属図書館等について

大学附属図書館等の施設については、教職員や学生等の1日も早い研究活動等の正常化に向け、地域の感染状況等を総合的に考慮し、教職員や学生等の状況・希望等を踏まえながら、感染拡大防止対策を講じた上で、可能な限り教職員や学生等の利用に供するための工夫に努めていただくことが必要であり、以下の対策例を含め適切に対応いただくようお願いします。

- 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の参加館において、館内閲覧・複写サービスを継続・再開する。
- 日時・場所を限定した閲覧サービスを実施する。(短時間の入館許可、事前申込制、古典籍資料や貴重書などの図書・文献取寄サービスになじまない資料の閲覧等)
- 閲覧が館内に限定されているデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等の館外利用を可能にする。
- 図書館への来館を伴わない貸出及び複写サービスを実施する。等

4. シンポジウム・セミナー等について

先般、当面 11月末までのイベント開催制限については、感染拡大防止等の一定の条件下において緩和されたところである（「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日 内閣官房新型コロナウィルス感染症対策推進室長））。

研究成果の情報収集・発信の他に、研究者の交流や連携関係の構築等において重要なシンポジウム・セミナー等の開催については、以下の対策例を参考にしつつ、全国的かつ大規模な催物等にあっては、リスクへの対応が整わない場合は規模の縮小やオンライン開催への移行、延期等を行うよう、主催者において臨機応変な対応を行う。

一方、比較的少人数のシンポジウム等にあっては、感染予防策を講じた上で適切に開催する。

- 研究所・研究室の見学については、マスクの着用の徹底、連絡先の把握、人と人の間隔を 1m 以上空けるなどの具体的な感染拡大防止策を講じつつ、参加者を少人数のグループに分け、多数の人が同じ施設・部屋に集まらないよう見学スケジュール・動線等を工夫する。あるいは、Web 会議ツールを活用して実施する。
- 学会等をオンラインで開催する場合は、Web 会議ツールを活用したプログラムのライブ配信や審査・質疑応答、特設サイトを用いたプログラムのオンデマンド配信、バーチャル会場（オンライン上でのポスター展示場）での各申し込み者によるポスターのアップロード等を行う。

(参考：1,000 名を超える等大規模な案件の場合)

参加者が 1,000 名を超える等大規模な案件の場合、事前に収容率制限等について開催自治体と相談を行っておく。さらに、地域の感染状況に変化があった場合、柔軟に対応する。

(参考：収容率)

収容率については、参加者に大声での歓声や声援がない場合については、会場の収容人数の 100%までの収容を可能とする。その際の座席は、密にならない程度に参加者間の適切な距離を確保できる配置とする。

ただし、大声での歓声、声援等が想定される場合は、収容率 50%での開催とする。収容定員がない場合は、十分な身体的距離を保つ。

(参考:「新型コロナウイルス感染症禍における MICE 開催のためのガイドライン(第3版)」
(一般社団法人日本コンベンション協会 (JCMA))

<https://jp-cma.org/manager/wp-content/uploads/2020/09/72c13bf51131367d010e2e81ef49a26e-1.pdf>